

第2次香取市地域福祉活動計画

令和3年度～令和6年度

(2021年度～2024年度)



令和3年3月

社会福祉法人香取市社会福祉協議会



香取市社会福祉協議会
マスコットキャラクター

あや香ちゃん

はじめに

香取市社会福祉協議会では、地域住民がともに支えあい、誰もが自分らしく、安心して暮らせるまちづくりを進めることを目指して、香取市の地域福祉の推進に取り組んできました。

しかし、今日我が国は、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来を背景に、地域コミュニティの希薄化や社会的孤立などの地域福祉の課題に直面しています。社会経済環境も大きく変化する中で、地域の課題は多様化・複雑化しており、個々人の努力や既存の制度の枠組みだけで解決することは難しいのが現状です。

そのため、これら地域の個人や世帯などが抱える多様な課題に対して、地域全体で支える力の再構築と総合的な支援のあり方が今求められています。

このような状況の中、「支えあい 安心して 暮らせるまち 香取市」を基本理念とする『第2次香取市地域福祉活動計画』を策定しました。本計画では第1次香取市地域福祉活動計画の基本理念や基本的な方向性を踏襲し、より身近な地域でのつながり・支えあいが推進されるよう、困りごとのある人の支援体制づくりや地域づくりに向けた取り組みを地域のみなさまとの協働により進めていきます。「地域共生社会」の実現のため、香取市及び関係機関と連携し、社会福祉協議会のネットワークを生かしながら、地域福祉活動を展開していきます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を頂戴したみなさまに心よりお礼申し上げますとともに、計画に基づく取り組みの推進につきましても、引き続きお力添え賜り迷うようお願い申し上げます。



令和3（2021）年3月

社会福祉法人香取市社会福祉協議会
会 長 菅 谷 長 藏

目 次

第1章	計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	1. 地域福祉活動計画とは	
	2. 地域福祉活動計画策定の背景	
	3. 計画の期間	
	4. 意見の聴取	
	5. 社会福祉協議会とは	
第2章	香取市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第3章	計画の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	1. 基本理念	
	2. 活動方針	
	3. 計画の体系	
第4章	実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	I. 支えあいのまちづくりの推進	
	II. 安心・安全に暮らせるまちづくりの推進	
	III. 地域を担う人材の育成	
	IV. 市民に顔が見える取り組み	
第5章	資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	1. 策定委員会設置要綱	

第1章 計画の概要



1. 地域福祉活動計画とは

社会福祉法において地域福祉を推進する団体として規定されている社会福祉協議会が、住民や地域の社会福祉関係者（団体）及び保健・医療・教育等の関係機関等とともに行動しながら、地域福祉を計画的に推進するための行動計画です。

2. 地域福祉活動計画策定の背景

近年の社会背景として、人口の減少や少子高齢化、核家族化が進行していく中で、家族機能の低下や隣近所のつながりの希薄化等による様々な影響が懸念されているとともに、福祉的ニーズの多様化や複雑化等地域を取り巻く環境は大きく変化しています。「支えられる人」が増える一方「支える人」の割合は次第に減っていき、以前にも増して「地域」で支える重要性が高まっています。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災や令和元年の房総半島台風による被害等を受け、地域のつながりや支えあい、助けあいといった地域福祉の重要性が再認識されるようになってきました。

しかしながら、地域における課題は行政等による制度やサービスだけでは細かく対応していくことは難しく、地域社会全体でお互いに協力し合いながら課題解決に向けて取り組むことが必要となっています。

このような状況をふまえて、香取市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は住民とともに地域福祉活動を一層進めるため、香取市の地域福祉計画と連携し、一人ひとりが支えあい地域の福祉課題を解決することを目指し、第2次香取市地域福祉活動計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和3(2021)年度から令和6(2024)年度までの4年間とします。

なお、社会情勢、制度の改正などに柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026
地域福祉活動計画	策定	実施期間				次期計画 (予定)	
地域福祉計画 【香取市】	実施期間				次期計画(予定)		

4. 意見の聴取

本計画の策定にあたっては「香取市地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、委員会において審議し意見を取りまとめました。今回はコロナ禍の状況もあり、会議については書面開催としました。

5. 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は社会福祉法第109条に基づく社会福祉法人格をもった地域福祉を推進する団体で、営利を目的としない公共性の高い民間組織です。

市区町村・都道府県・全国と段階的に設置され、それぞれが独立した法人として組織されています。略して『社協（しゃきょう）』と呼んでいます。

香取市社会福祉協議会は平成18（2006）年4月に1市3町の社会福祉協議会が合併して発足しました。

社会福祉法（抜粋）

昭和26年3月29日法律45号

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業



社会福祉協議会の全国共通のシンボルマーク

社会福祉及び社会福祉協議会の「社」を図案化し、「手を取り合つて、明るい幸せな社会を構築する姿」を表しています。

【昭和47年6月全国社会福祉協議会において制定】

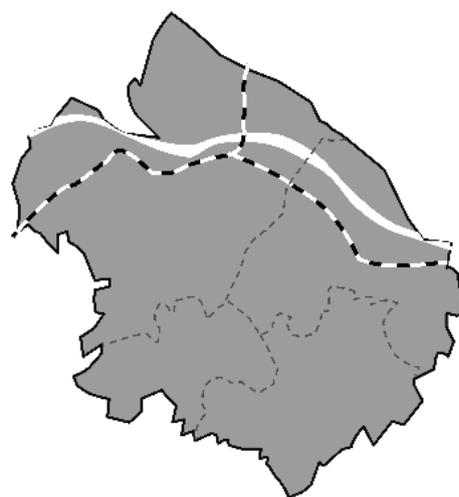


香取市社会福祉協議会のマスコットキャラクター あや香ちゃん

作成者：工藤和久氏 名付け親：関口真生氏

【平成26(2014)年1月制定】

第2章 香取市の現状



◇香取市の概要

本市は千葉県の北東部に位置し、東京から70km圏、千葉市から50km圏、成田国際空港から15km圏にあり、北は利根川を越えて茨城県（稲敷市、潮来市、神栖市）、西は成田市、香取郡神崎町、東は香取郡東庄町、南は旭市、匝瑳市、香取郡多古町に接しています。

市域は、東西約21.2km、南北約22.7km、面積は262.35km²で千葉県で第4位の面積を持つ市です。



◇人口（単位：人）

	H29	H30	R1(H31)	R2
総人口	78,585	77,536	76,359	75,115

内訳

15歳未満	7,839	7,525	7,236	6,927
15～64歳	44,455	43,402	42,176	41,143
65～74歳	12,970	13,151	13,218	13,270
75歳以上	13,321	13,458	13,729	13,775

資料：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）

◇世帯数（単位：世帯）

	H29	H30	R1(H31)	R2
総数	30,743	30,897	31,031	31,168

資料：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）

◇出生数（単位：人）・合計特殊出生率

	H28	H29	H30	R1(H31)
出生数	388	368	361	305
合計特殊出生率	1.16	1.15	1.17	1.05
(参考)千葉県	1.33	1.32	1.32	1.26

資料：千葉県合計特殊出生率

◇障害者手帳所持者数（単位：人）

	H29	H30	R1(H31)
総数	3,906	3,896	3,930

内訳

身体障害者手帳	2,884	2,858	2,838	身体障害者
療育手帳	638	651	672	知的障害者
精神障害者保健福祉手帳	384	387	420	精神障害者

資料：千葉県市町村ごとの障害者手帳所持者数（各年3月31日現在）

◇生活保護の状況（単位：人、世帯）

	H28	H29	H30
被保護者数	715	739	740
被保護世帯数	591	615	623

資料：指標でみる千葉県（各年3月31日現在）

◇地区社会福祉協議会（地区社協）の設置状況

佐原地区		小見川地区	山田地区	栗源地区
香取	大倉	小見川中央	八都	栗源
香西	新島	小見川東	仁良・神生	高萩
東大戸	新宿	小見川西	府馬	沢
瑞穂	本宿	小見川南	山倉小学区	
津宮	北佐原	小見川北	第一山倉	

（令和2年4月現在）

◇住民自治協議会（まちづくり協議会）の設置状況（設立順）

住民自治協議会（まちづくり協議会）名		
山倉・大角住民自治協議会	八都小学区まちづくり協議会	栗源地区住民自治協議会
小見川北地区まちづくり協議会	高萩地区住民自治協議会	仁良・神生地区住民自治協議会
沢地区住民自治協議会	新島地区まちづくり協議会	府馬地区まちづくり協議会
北佐原地区まちづくり協議会	一山まちづくり協議会	小見川南地区まちづくり協議会
津宮まちづくり協議会	瑞穂まちづくり協議会	大倉まちづくり協議会
小見川東地区まちづくり協議会	東大戸地区まちづくり協議会	小見川中央地区まちづくり協議会
竟成地区まちづくり協議会	小見川西地区自治協議会	福田小学校区まちづくり協議会
神南地区まちづくり協議会	香取小学区まちづくり協議会	

（令和2年6月現在）

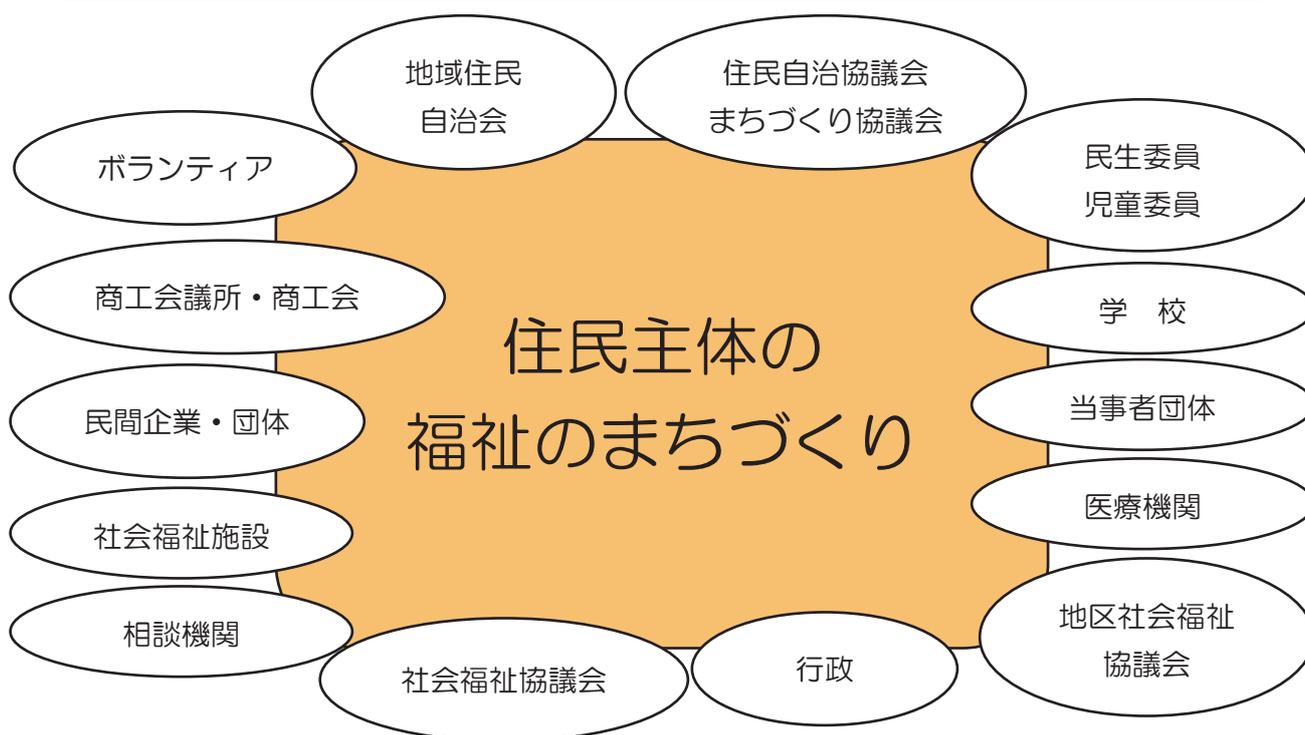
第3章 計画の考え方



1. 基本理念

本計画はすべての人々が、身近な地域の中で、つながり、助けあい、支えあうまちづくりをすすめていくことを目指します。基本理念については、地域福祉の考え方や現状や課題等を踏まえ、一貫性のある地域福祉を推進するため、前計画を継承し、「支えあい 安心して暮らせるまち 香取市」とします。

支えあい 安心して 暮らせるまち 香取市



2. 活動方針

本会では「誰もがいきいきと安心して暮らすことのできる地域社会」の実現を目指し、地域やそこで活動する組織や団体等と連携し、住民が地域での「つながり」や「支えあい・助けあい」といった『共助』の心を育むことができるよう地域福祉の推進のため、下記の方針を定め活動していきます。

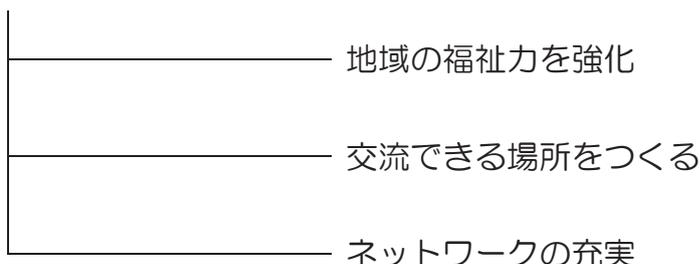
- I. 支えあいのまちづくりの推進
- II. 安心・安全に暮らせるまちづくりの推進
- III. 地域を担う人材の育成
- IV. 市民に顔が見える取り組み

3. 計画の体系

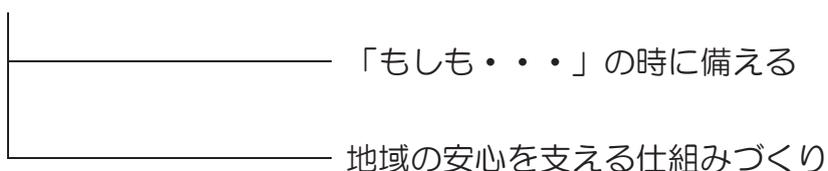
基本理念 支えあい 安心して 暮らせるまち 香取市

活動方針

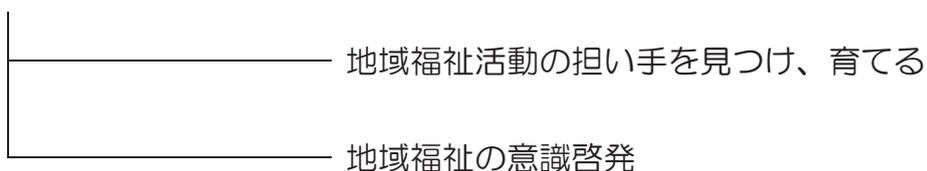
I. 支えあいのまちづくりの推進



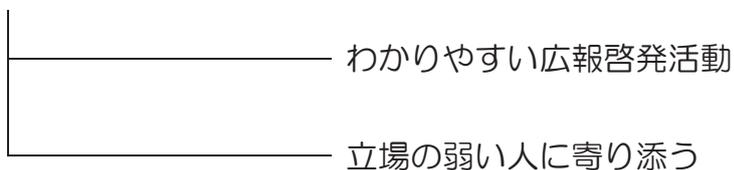
II. 安心・安全に暮らせるまちづくりの推進



III. 地域を担う人材の育成



IV. 市民に顔が見える取り組み



自助（住民力）	共助・互助（地域力）	公助（行政力）
市民の一人ひとりが自分でできることは自分で行うこと	隣近所やボランティアなど地域で支えあうこと	行政が主体となって課題に取り組むこと
社会福祉協議会の取り組み		

第4章 実施計画

計画の見方

市社協	:	香取市社会福祉協議会本会	
地区社協	:	地区社会福祉協議会（23地区）	
地域住民	:	市民一人ひとり 自治会 住民自治協議会（まちづくり協議会）	
関係団体	:	民生委員児童委員 ボランティア(団体) 相談機関 商工会議所・商工会	社会福祉施設・事業所 当事者団体 医療機関 企業・団体
香取市	:	香取市役所各課 学校	教育委員会

重点	:	本計画で重点的に取り組む施策・事業
【新】	:	本計画から新たに取り組む施策・事業

I. 支えあいのまちづくりの推進

現状と課題

- 核家族化が進むとともに、ひとり暮らし世帯やひとり親世帯などの家族形態の変化、価値観やライフスタイルの変化などにより、地域における状況は変化しており、地域への関心がない人や地域との関わりを持たない(持ちたくない)人が増えています。このことから、地域住民同士のつながりが薄れ、身近な地域における交流の機会が少なくなっています。
- 高齢化の進展や近年の自然災害の発生などにより、家族同士や地域における絆、つながりの重要性が再認識されています。
- 地域の中で、高齢者や障がい者、子育て中の親などに対して、身近な交流の場が求められています。
- 地域福祉に関する情報や課題の共有など、他の専門機関とのきめ細やかな連携を強化することが必要となっています。

方向性

高齢者、障がいをお持ちの方や支援を必要とする人たち、子育て世帯などが安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、日常的な見守りや支援などの体制の充実を図ります。

地域のつながりを強めるため、地域住民が集うサロン活動の推進や、情報交換の場づくりなど、幅広い人たちとの交流の機会を増やします。

活動内容

☆地域の福祉力を強化

取り組む内容	活動主体				
	市社協	地区社協	地域住民	関係団体	香取市
地区社会福祉協議会活動の活性化と支援の強化	○	○	○	○	○
住民自治協議会（まちづくり協議会）との連携・協力	○	○	○	○	○
自治会との連携・協力	○	○	○		○
ボランティア団体への支援	○				○
市民活動団体への支援	○				○
【新】 重点 生活支援体制整備事業の推進	○	○			○

☆交流できる場所をつくる

	取り組む内容	活動主体				
		市社協	地区社協	地域住民	関係団体	香取市
	空き家・空き店舗・閉校後の学校施設等の活用の推進	○				○
【新】 重点	サロンなど地域で気軽に集まれるしくみづくり	○	○	○		
【新】	当事者が集える身近な居場所づくり	○			○	○
	障がい者スポーツイベントの開催（ふれあいスポーツ大会・障がい者フライングディスク大会）	○				

☆ネットワークの充実

	取り組む内容	活動主体				
		市社協	地区社協	地域住民	関係団体	香取市
	相談機関との連携・協力	○				○
	社会福祉関係団体との連携・協力	○			○	○
	社会福祉法人や社会福祉施設との連携・協力	○				
【新】	専門職団体との連携・協力	○			○	○
【新】	民間企業・民間団体との連携・協力	○			○	○



Ⅱ. 安心・安全に暮らせるまちづくりの推進

現状と課題

- 地震や台風など大規模な自然災害が多く発生する中、災害の発生時や復旧時には地域住民による活動が重要となります。そのため平常時からの見守り、支えあいにより、緊急時においての「支援力」「受援力」の向上が必要となっています。
- 災害時に対応するためには日頃からの「自助」「共助（互助）」の取り組みを進める必要があります。
- 災害の発生時には被災者を支援するため市社協は「災害ボランティアセンター」を設置運営することが求められていますが、そのためにも災害時に対応できるボランティアの確保が平常時から必要になっています。

方向性

災害時の要援護者などへの支援に向けて、緊急時でも要援護者を支援できる体制の構築を進めるとともに、地域住民の防災意識や自分たちで地域を守る意識の高揚を図ります。また、災害発生時に災害ボランティアがより効果的に活動できるよう、災害ボランティアセンターの体制や運営基盤の整備を進めるとともに、災害ボランティアを育成します。

住み慣れた地域で安心して生活できるよう、日頃から地域の安心を支える仕組みづくりを構築します。

活動内容

☆「もしも・・・」の時に備える

取り組む内容	活動主体				
	市社協	地区社協	地域住民	関係団体	香取市
【新】 防災や減災対策の普及啓発	○				○
【新】 防災や減災への取り組み			○		○
【新】 NPO法人や企業、関係団体との連携体制の構築	○				
災害時に必要な資機材の確保と備蓄品の整備及びその管理	○				○
災害時職員初動対応マニュアル・災害ボランティアセンター運営マニュアルの検証と見直し	○				

	災害ボランティアセンター設置立ち上げ訓練の実施	○			○	○
【新】 重点	災害対応ボランティアの確保	○				
【新】	災害対応ボランティアの養成	○		○		

☆地域の安心を支える仕組みづくり

取り組む内容	活動主体				
	市社協	地区社協	地域住民	関係団体	香取市
共同募金運動の推進	○		○		
防犯パトロール隊との協力	○	○			
【新】見守り活動の推進	○	○	○	○	○
【新】学校・PTAとの連携・協力	○	○	○	○	○



Ⅲ. 地域を担う人材の育成

現状と課題

- 地域で支援を必要とする人が増加する中、個々のニーズが多様化及び複雑化しており、地域におけるすべての課題に対して、公的なサービスだけでは対応することが難しくなっています。
- 災害などを経験しボランティア活動や日頃からの地域福祉活動に関心のある人が増えています。そのため、活動へのきっかけづくりや持続可能な活動への支援を行うことが必要となっています。
- 地域で活動する方の高齢化と地域の担い手の後継者不足などが課題となっており、ボランティアや地域福祉活動者の人材確保と育成の取り組みが重要となっています。

方向性

地域住民への地域福祉活動の周知を図るとともに、地域福祉活動に関わる新たな担い手の発掘と育成に努めます。

市社協が地域福祉推進の中心的な組織として地域福祉活動を進めるためには、地域住民や関係機関・団体などの理解・協力が必要なことから地域福祉の意識啓発を行います。

活動内容

☆地域福祉活動の担い手をみつけ、育てる

	取り組む内容	活動主体				
		市社協	地区社協	地域住民	関係団体	香取市
重点	ボランティアセンター機能の充実	○				
	ボランティア養成講座の開催	○				
	専門（技術）ボランティア養成講座の開催	○				
【新】	市民後見人の養成	○		○		○
【新】	民間企業等の社会貢献活動との連携・協力	○			○	
	コミュニティソーシャルワーカーの育成	○		○		
	福祉関係資格取得における実習の受け入れ	○				

☆地域福祉の意識啓発

取り組む内容	活動主体				
	市社協	地区社協	地域住民	関係団体	香取市
福祉教育授業への協力	○	○	○		
小中学生、高校生等の体験ボランティア活動	○				
「児童福祉週間」「老人の日・老人福祉週間」の実施	○				
社会体験学習の受け入れ	○				
社会福祉大会の開催	○				



IV. 市民に顔が見える取り組み

現状と課題

- 相談機関として低所得世帯や高齢者・障がい者世帯への総合相談や支援、また生活支援として個別の生活課題や地域の課題に取り組んでいますが、近年は相談内容が複雑化・多様化しており市社協だけでは解決できない課題が増えています。
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度の認知度は以前よりも高くなっていますが、支援を必要とする人に情報が行き渡っていないことが想定されます。
- 情報化技術（IT）の急速な発展により、多くの情報がいつでもどこでも簡単に入手できる環境が整っている反面、インターネットなどを活用して情報を入手できる人とできない人との差が大きくなっています。

方向性

住み慣れた地域で安心して生活できるよう、支援や介護を必要とする人、障害のある人、高齢者、子どもなどの権利擁護や見守りなどの体制の充実を図ります。

市社協の活動をよく知ってもらい、地域で支えあう仕組みづくりを進めていけるよう、一層の広報や情報発信の充実を図ります。

活動内容

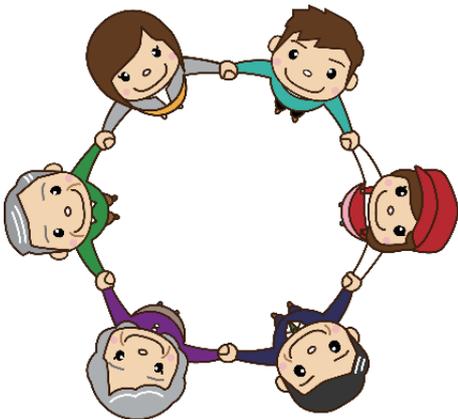
☆立場の弱い人に寄り添う

取り組む内容	活動主体				
	市社協	地区社協	地域住民	関係団体	香取市
日常生活自立支援事業の周知	○				
成年後見制度の利用促進	○				○
【新】法人後見の利用促進	○				
重点 高齢者・障がい者・子どもの虐待の予防・早期発見	○		○		○
相談事業の充実	○				
【新】重点 重層的支援体制整備事業の実施	○				○
生活困窮者への支援の拡充	○			○	

資金貸付事業の実施	○				
見守り・訪問活動の推進	○	○	○		

☆わかりやすい広報啓発活動

取り組む内容	活動主体				
	市社協	地区社協	地域住民	関係団体	香取市
ホームページ掲載内容の充実・情報の更新	○				
【新】SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)の活用	○				○
活動の取り組みを伝える情報紙やパンフレットの発行	○	○		○	○
市社協広報紙「ふれあい」の見直し・充実	○				
市社協マスコットキャラクター「あや香ちゃん」の活用	○				



第5章 資料編



社会福祉法人香取市社会福祉協議会
地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的等)

第1条 社会福祉法人香取市社会福祉協議会(以下「社協」という。)は、社協が地域福祉活動を実践していく上での方針となる香取市地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)を策定するため、香取市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる所掌を行うものとする。

- (1) 活動計画の調査研究に関すること
- (2) 活動計画の立案に関すること
- (3) その他活動計画の策定に関すること

(組織)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は12名以内とし、別表に掲げる区分より、会長が委嘱する。

- 2 委員の任期は活動計画の策定までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 活動計画策定後、計画実施年度の満了等により新たな活動計画を策定するときは、新たに委員を委嘱するものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は会務を統括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社協本所事務局において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し平成24年4月1日から適用する。

(平成24年6月15日施行)

別表

	選 出 区 分	人 数
1	地区社会福祉協議会	4 名
2	民生委員児童委員協議会	1 名
3	自治会連合会	1 名
4	ボランティア連絡協議会	1 名
5	高齢者クラブ連合会	1 名
6	社会福祉施設	1 名
7	行政機関の職員	1 名
8	社協役員	1 名

第2次香取市地域福祉活動計画

編集・発行：社会福祉法人香取市社会福祉協議会

〒287-0001 千葉県香取市佐原口2116番地1

電話 0478-54-4410

FAX 0478-54-4797

URL <http://www.katorishakyo.jp>

E-mail kashakyo@zb.wakwak.com



**KATORI
SHAKYO**